

1 豊橋市の概況

人口

○豊橋市の人口は2009（平成21）年をピークに減少傾向にあり、本計画の目標年次である2030（令和12）年には、359,000人に減少することが推計されています。

○このような人口減少を見据えた緑のあり方を検討していく必要があります。

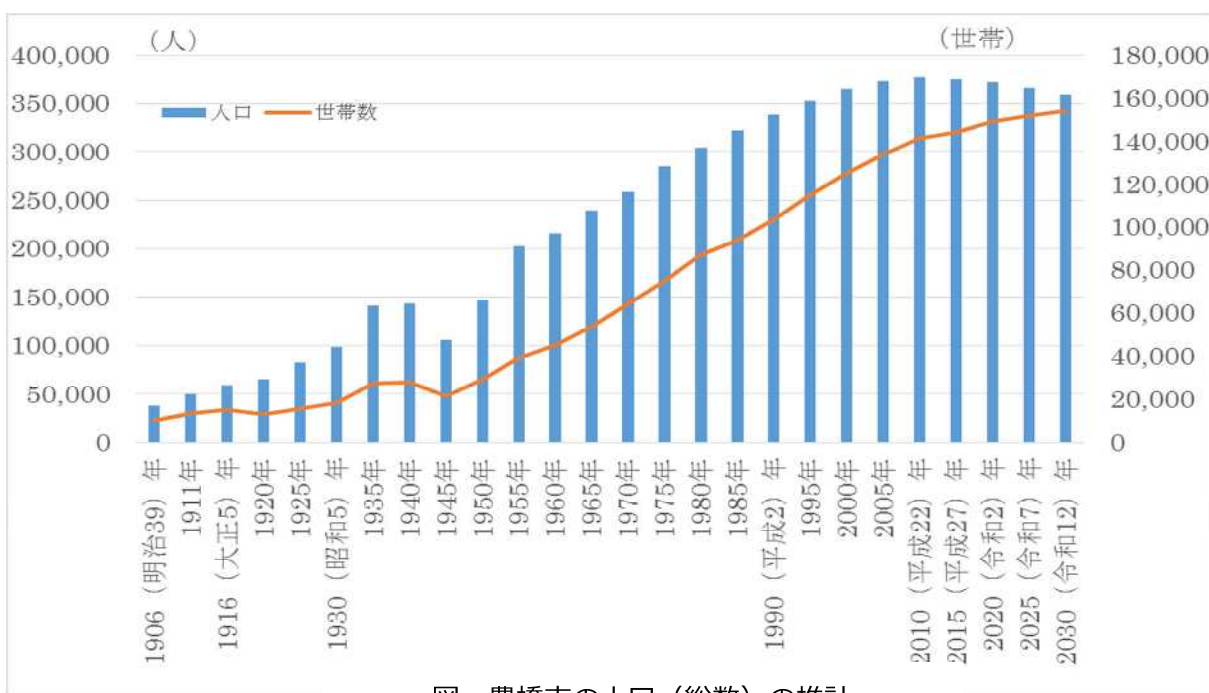


図 豊橋市の人口（総数）の推計

出典：第6次豊橋市総合計画

みどりの絵



令和元年度未来の公園写生会
最優秀賞 受賞作品

牟呂小学校1年

山田 彩友美 さん

2 豊橋市の緑

(1) 土地利用現況からみた緑被地

○豊橋市の緑被地は市全域では6割となっており、市域の多くが緑で被われています。

○2007（平成19）年度から2018（平成30）年度にかけて、土地利用現況上では、山林、その他自然地などの自然系の地目と、住宅用地や工業用地など都市系の地目が増加しました。一方、主に田畑と水面が減少しています。

表 緑被率の推移

出典：都市計画基礎調査（都市計画基礎調査の土地利用現況での比較）

緑被地	2007 (平成19)年度	2018 (平成30)年度	差
市全域	63.4%	61.8%	－1.6ポイント
市街化区域	13.0%	11.1%	－1.9ポイント
市街化調整区域	78.8%	77.5%	－1.3ポイント

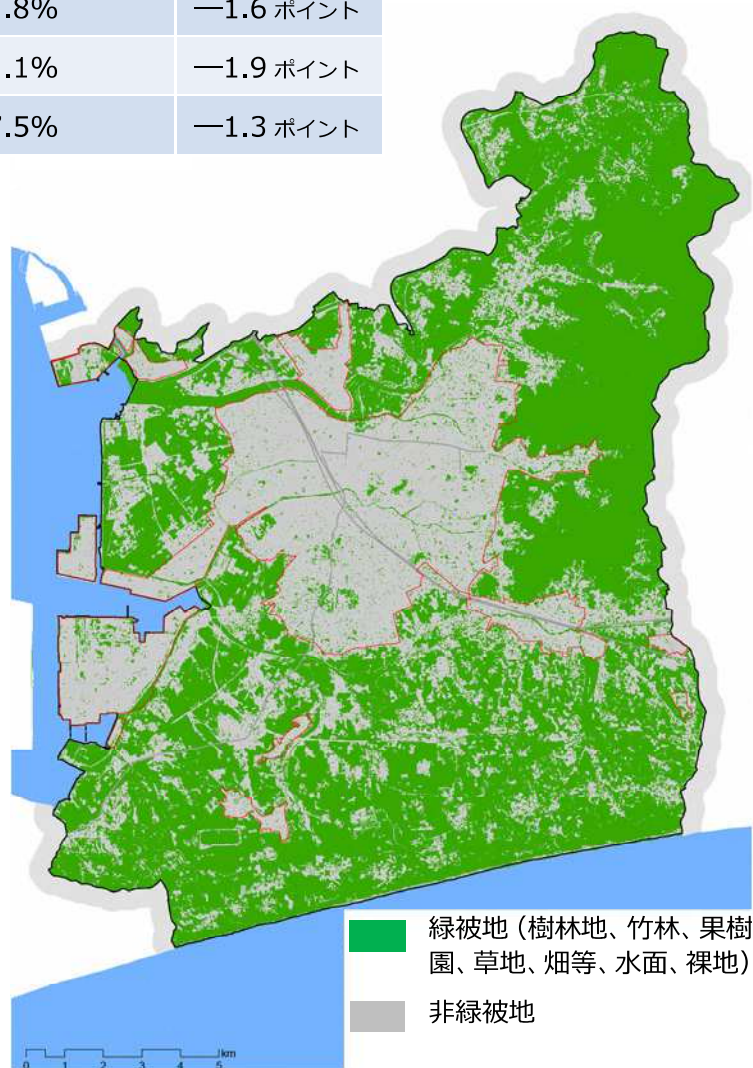
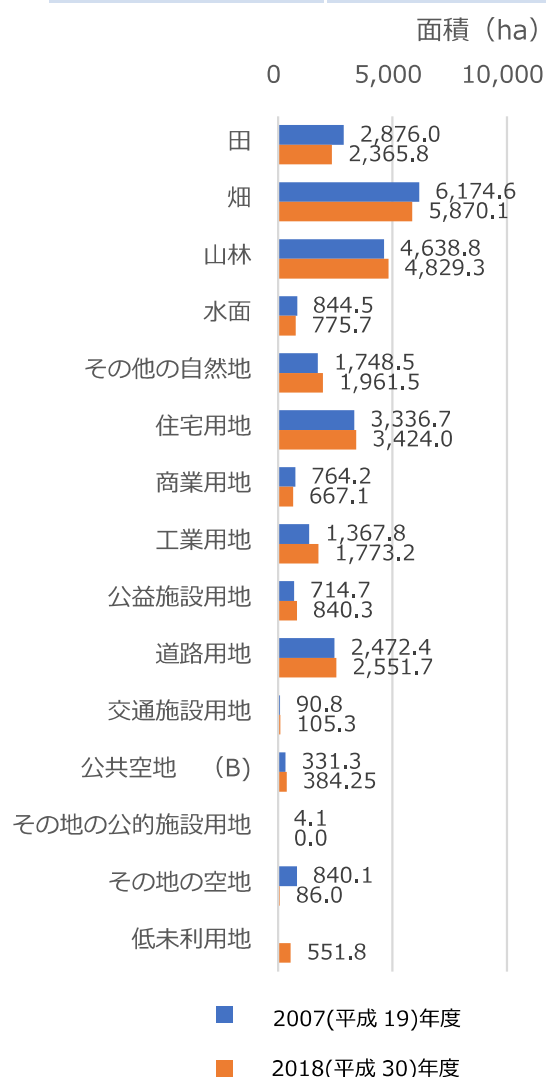


図 豊橋市緑被図 出典：愛知県作成緑被図（H28衛星画像による把握をもとに作成）

図 豊橋市土地利用の推移（市全域）

出典：都市計画基礎調査（都市計画基礎調査の土地利用現況での比較）

市全域面積 261.88 km²

出典：ミニ統計とよはし（令和2年版）

(2) 地域制緑地

○都市緑地法や都市計画法などの法令等によって指定されている緑地である地域制緑地の面積は、2019（令和元）年度には13,164haとなっています。

地域制緑地

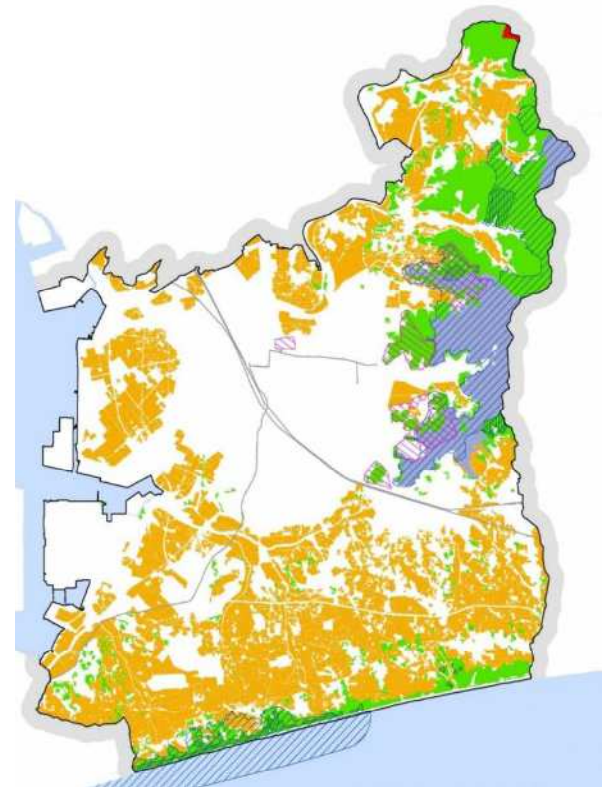
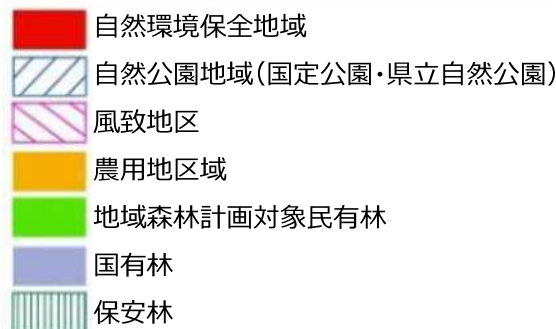


図 地域制緑地の指定図

参考 「緑地」の概念整理

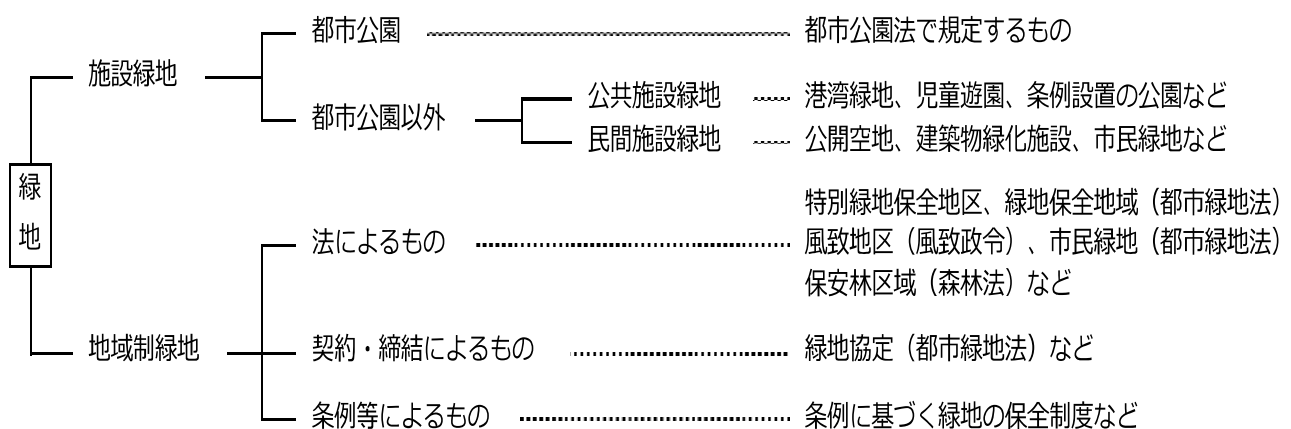


表 地域制緑地の指定状況

種別	面積(ha)			R1-H22 差
	平成7年度	平成22年度	令和元年度	
地域制緑地全体	13303	13212	13164	-48
特別緑地保全地区	0	0	0	0
風致地区	735	735	735	0
その他法令によるもの	12568	12477	12429	-48
国定公園	378	378	378	0
県立自然公園	2061	2061	2061	0
自然環境保全地域	10	10	10	0
農用地区域	5731	5737	5711	-26
地域森林計画対象民有林	3189	3078	3057	-21
上記のうち保安林区域	263	322	328	6
国有林	1199	1213	1212	-1
上記のうち保安林区域	265	1131	1132	1

(3) 田畑

- 豊川用水に支えられた広大な農地が広がっています。豊橋市は平成 30 年市町村別農業産出額（推計）10 位であり、全国有数の農業産出額を支える農地が広がっています。
- 耕作放棄地の面積は、2015（平成 27）年には 843ha となっています。

(4) 市街地の緑

- 市全域に比べると市街化区域内の緑被率は低くなっています。
- 街路樹が市内の 304 路線の道路で整備されています。一方、街路樹の老木化・大木化により植替えなど、整備の必要な路線が発生している状況です。

表 街路樹整備の推移（各年 4 月 1 日現在）

	平成22年度	令和元年度	H22-R1 差
国	1481本 6路線	1,210本 6路線	- 271本 0路線
県	3,889本 18路線	3,200本 21路線	- 689本 3路線
市	19,485本 274路線	19,367本 277路線	- 118本 3路線
合計	24,855本 298路線	23,777本 304路線	- 1,078本 6路線

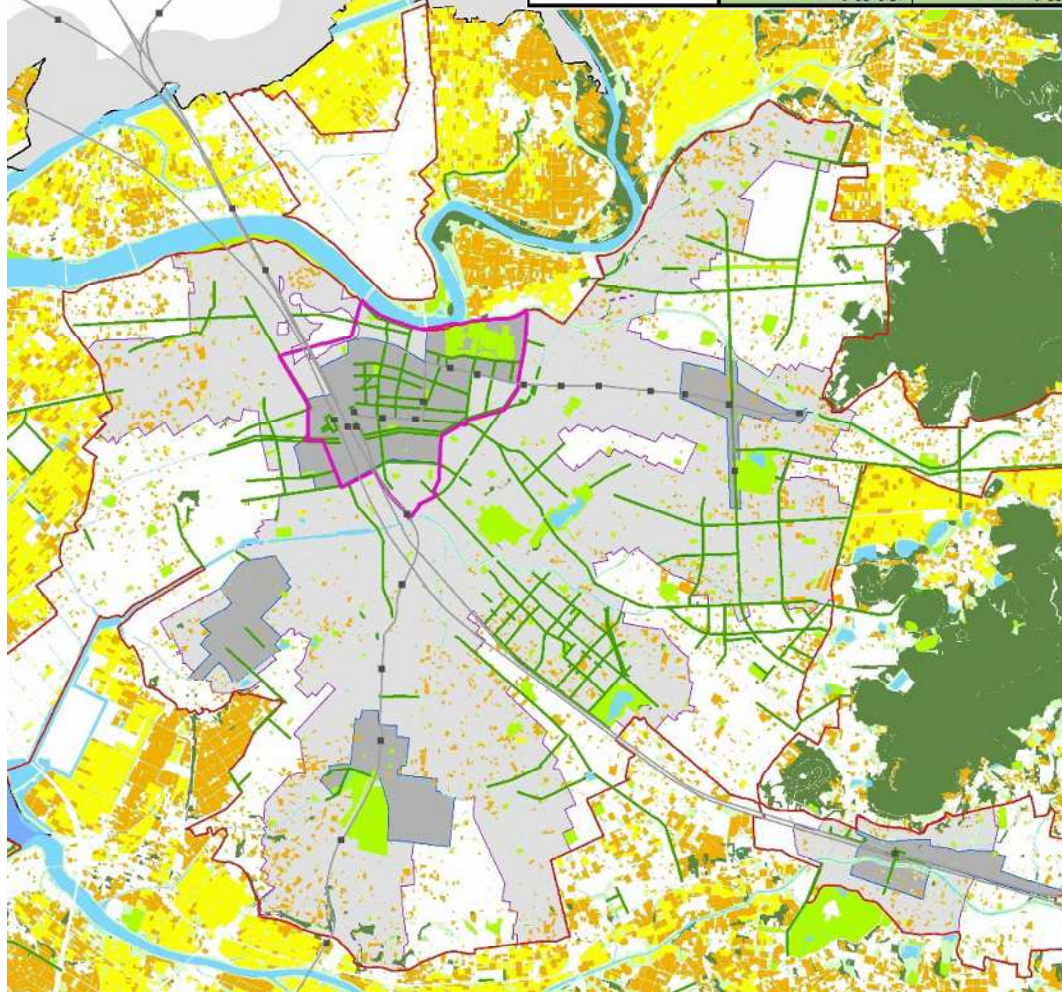


図 中心市街地の緑の状況

(5) 公園整備の状況

- 規模の大きな公園や、歴史や運動、自然などの魅力がある様々な公園が整備されています。2018(平成30)年度時点で、市内に400の都市公園が開設されています。
- 都市計画公園の中には、長期に渡り未整備となっている公園が複数存在します。

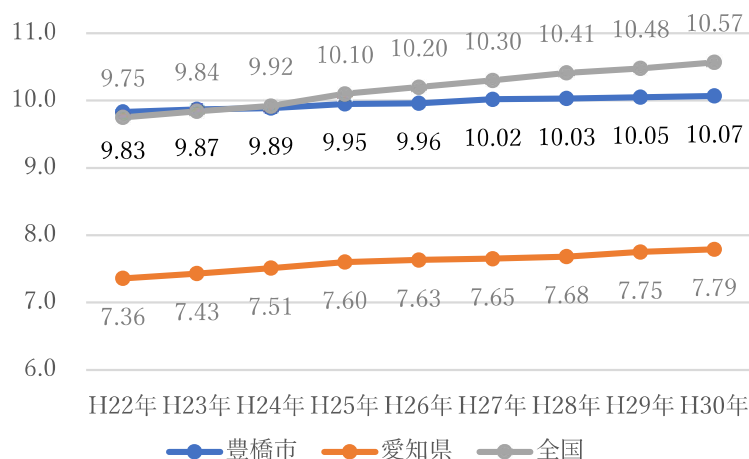


図 1人当たりの公園面積 (m²/人) の推移

※愛知県、全国の2018(平成30)年度の数値は都市公園等整備現況調査速報値より引用

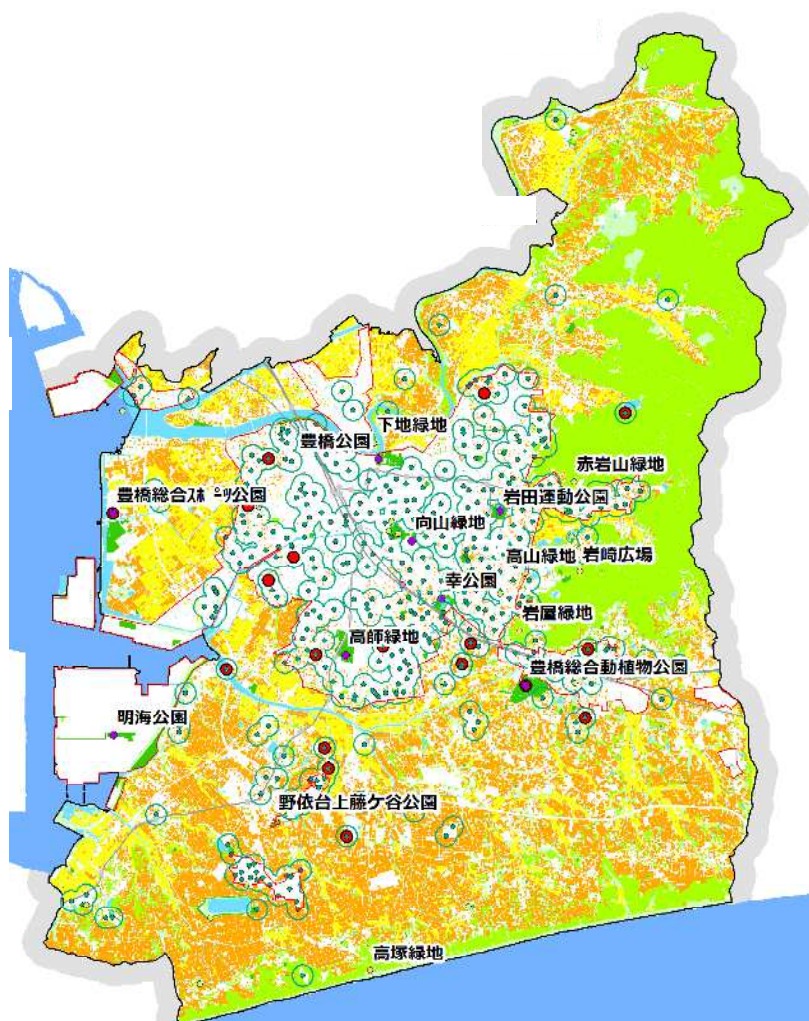


図 都市公園及び土地利用図 2018(平成30)年度現在

注：住区基幹公園 250m 誘致圏は公園の中心点からの距離で表示

(6) 豊橋の文化に根差す水と緑

○吉田城址（豊橋公園）、陸軍演習廠舎跡（高師緑地）、三ツ山古墳（三ツ山公園）等の歴史的な史跡や遺構、巨木・名木 100 選や牛川の渡しなど、豊橋の文化に根差す緑が継承されています。

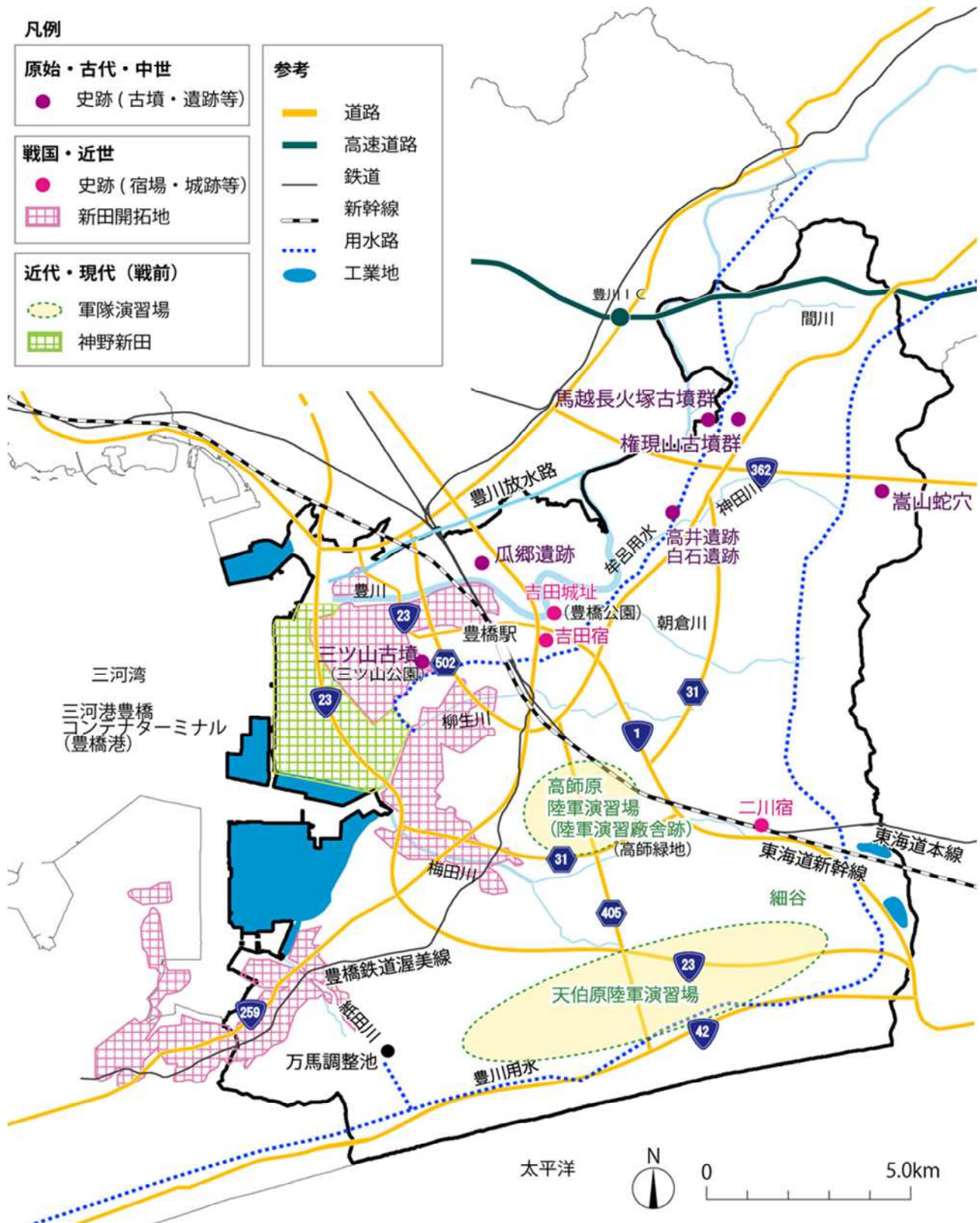


図 豊橋市の歴史文化関連施設の分布と新田開発や陸軍演習場の変遷

(7) 中心市街地におけるまちづくりと緑

○豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 により、ハード事業とソフト事業の両面から中心市街地の賑わい創出に向けた取り組みを行っています。

○行政による整備だけでなく、民間による整備により、中心市街地の活性化に向けた取り組みが進行しており、新しい緑やオープンスペースを形成し、イベントを行う等まちなかの賑わいを創出しています。

○これらの動きを積極的に活用した緑の取り組みを展開していく必要があります。



①こども未来館（ここにこ）



②穂の国とよはし
芸術劇場(プラット)



③萱町通り



④豊橋駅の
ペDESTリアンデッキ



⑤豊橋駅南口駅前広場



⑥ココラフロント



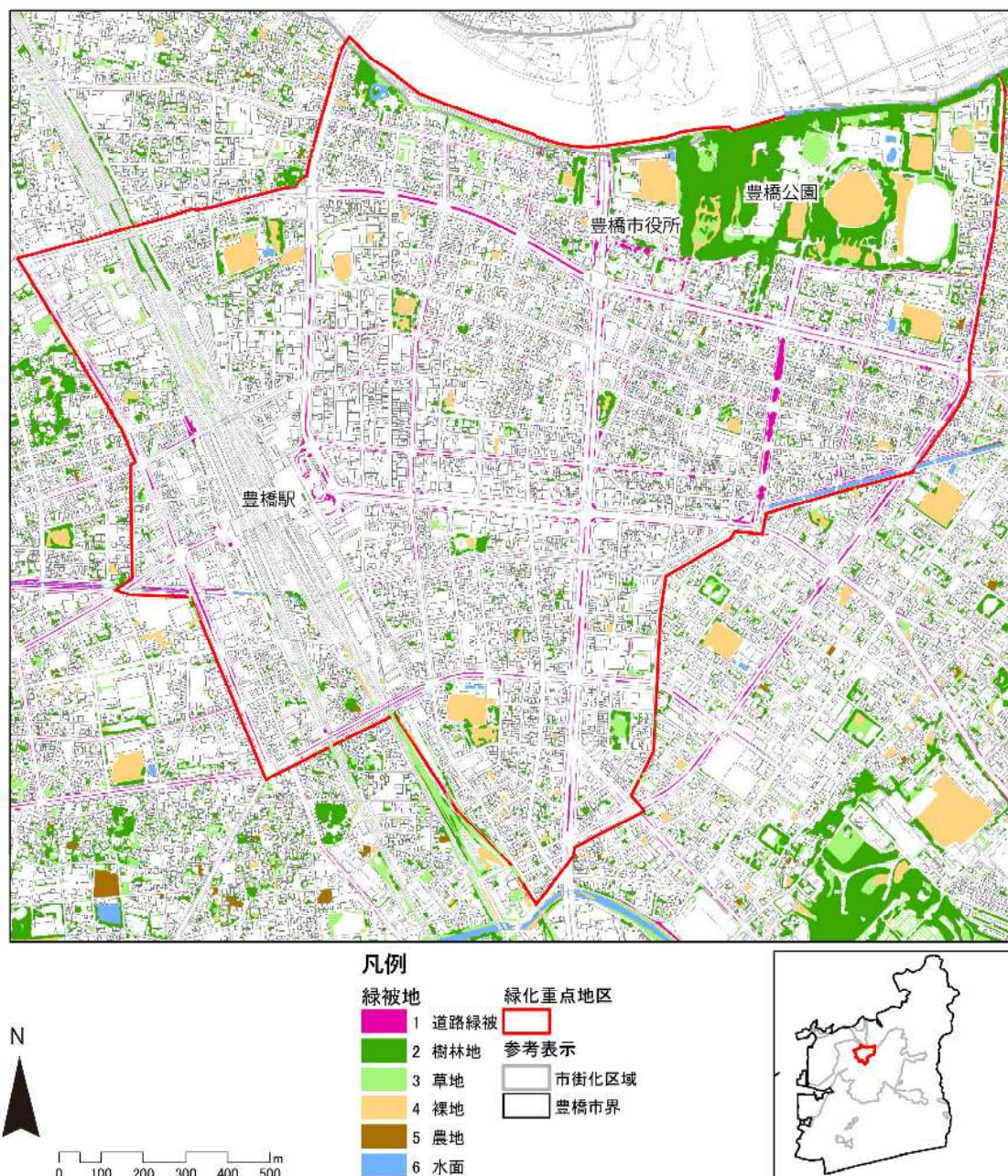
⑦駅前大通二丁目地区
第一種市街地再開発事業
(イメージ)

(8) 緑化重点地区

○豊橋駅を含む中心市街地及び豊橋公園周辺に定めている「緑化重点地区」について、引き続き指定します。

※「緑化重点地区」の定義

都市緑地法第4条第2項の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。ただし、緑化重点地区に設定された土地であっても、直ちに緑化推進に関する規制等が適用される訳ではありません。



(9) 市街地における緑視率

○市街化区域内の 14 地点で緑視率調査を行った結果、緑化重点地区（内）の平均は 8.2% で緑化重点地区（外）（歩いて暮らせるまちづくり区域）の平均は 9.4%であり、緑化重点地区（内）は（外）に比べ緑が少ない状態でした。

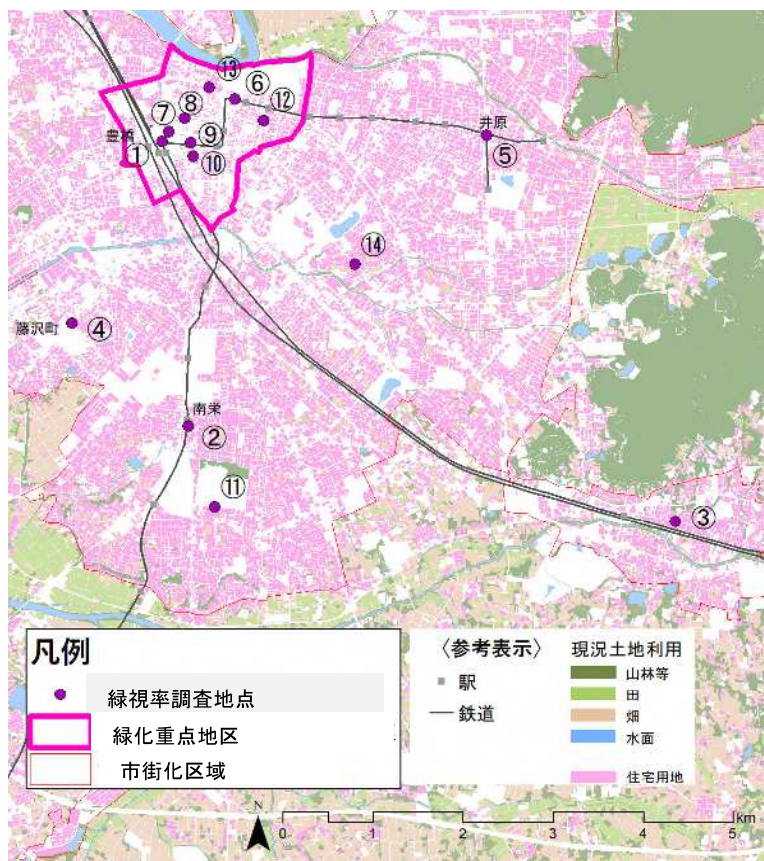


図 緑視率調査地点

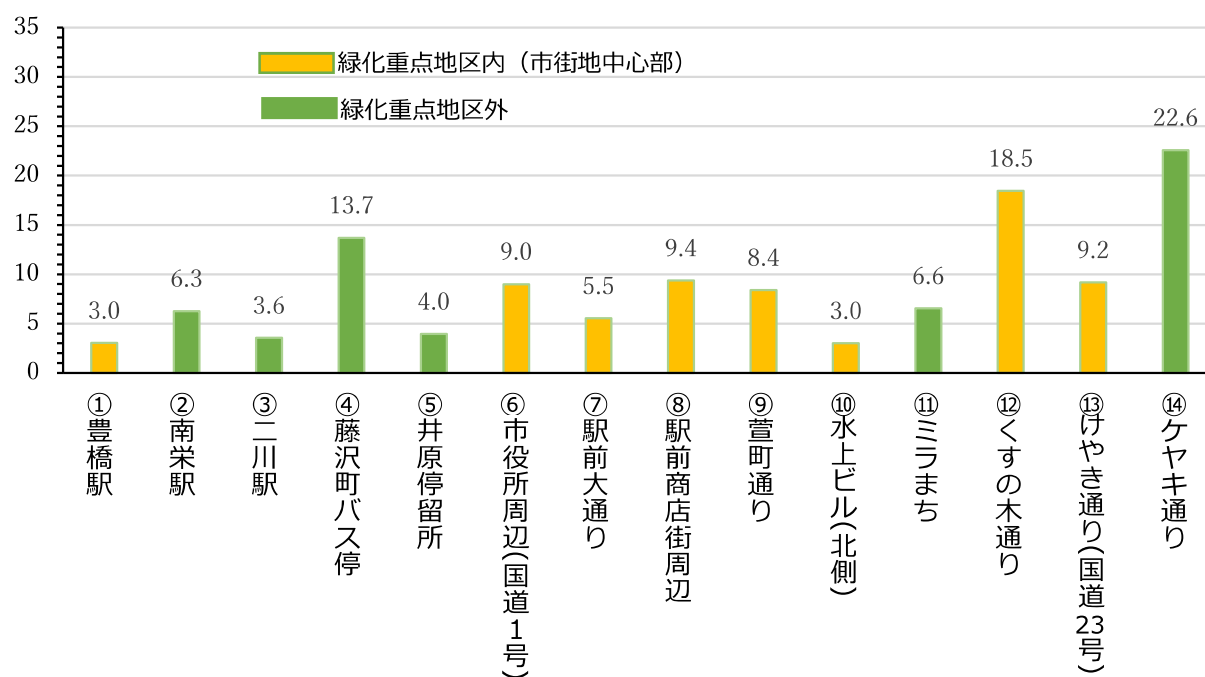


図 緑視率調査結果

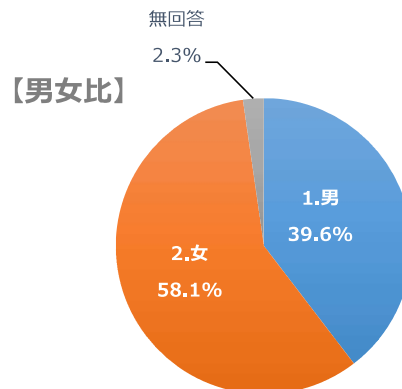
3 市民と緑

(1) 市民アンケート

- ・調査日：R1.9/27～R1.10/11
- ・調査対象：豊橋市民 1,500 人（満 20 歳以上の男女、無作為抽出）
- ・回答者：525 人（回答率 35%）
- ・回答者内訳等

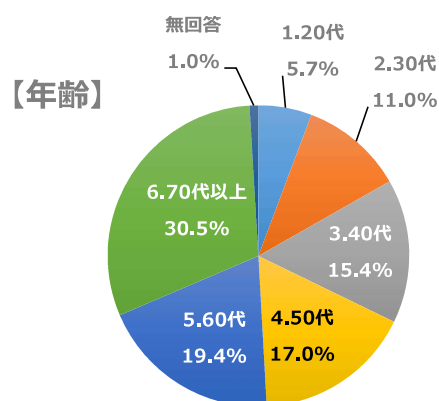
【男女比】

性別	回答数	回答率
1.男	208	39.6
2.女	305	58.1
無回答	12	2.3
合計	525	100



【年齢】

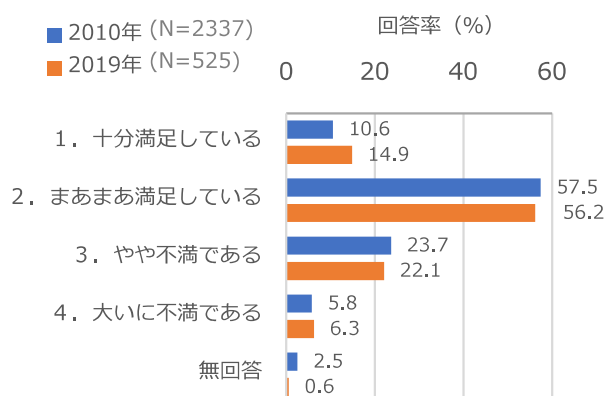
年代	回答数	回答率
1.20 代	30	5.7
2.30 代	58	11.0
3.40 代	81	15.4
4.50 代	89	17.0
5.60 代	102	19.4
6.70 代以上	160	30.5
無回答	5	1.0
合計	525	100



①緑の量の満足度について

○緑の量の満足度は、「十分満足している」と、「まあまあ満足している」を足した満足度の高い回答率が、71.1%を占め、2010 年度の 68.1%から 3%上昇しました。

＜設問＞ 現在の緑の量について満足していますか？
(1 つ選択)



②緑の量と質の満足度について

○質と量についての満足度は、「量も質も不十分」の回答率が 6.5 ポイント減少し、「量は十分 質は不十分」の回答率が 6.3 ポイント増加しています。

アンケート結果によると、「量」の満足度に比べ「質」の満足度の改善は見られません。

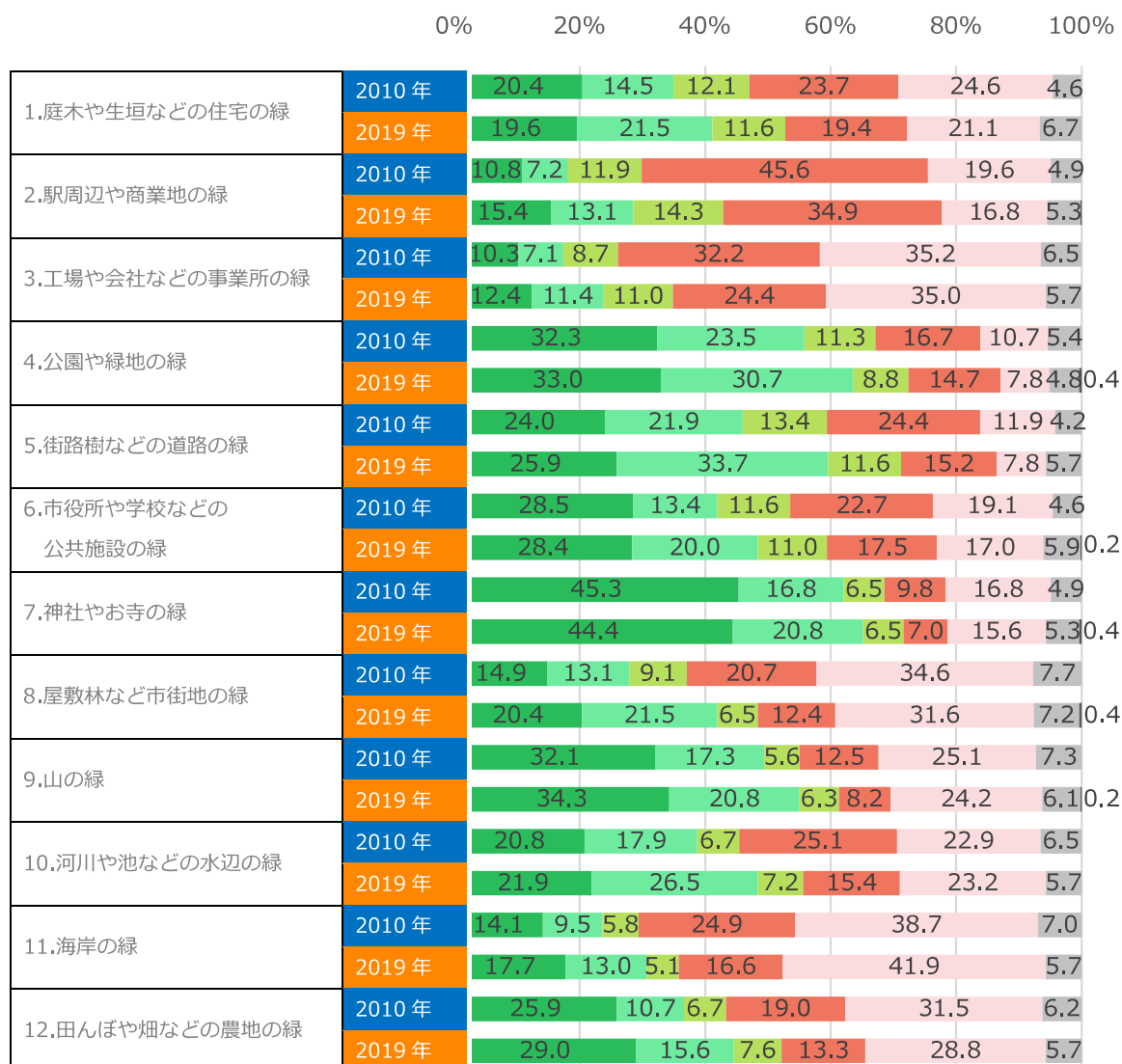
そのため、「緑の質を高める」取組みが必要です。

＜設問＞ 公園、住宅、農地などの緑の「量」や「質」について、どのような印象を持っていますか？（1つ選択）

	量も質も十分	量は十分 質は不十分	量は不十分 質は十分	量も質も不十分	わからない
2010年	23.3	14.4	9.1	23.1	24.2
2019年	25.2	20.7	9.0	16.6	22.6

量と質の満足度回答率(%)の平均値の推移

緑の満足度の内訳について



2010年 N=2337
2019年 N=525

■ 量も質も十分
■ 量は十分 質は不十分
■ 量は不十分 質は十分
■ 量も質も不十分
■ わからない
■ 無効

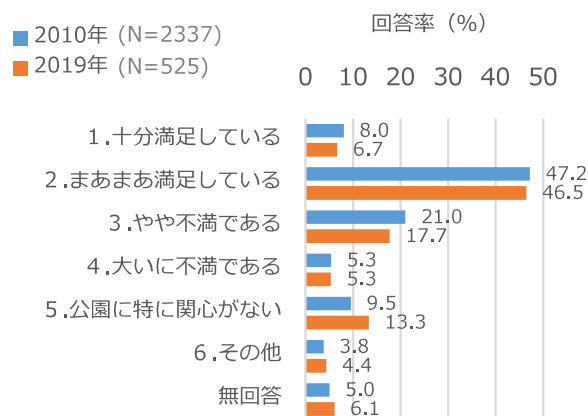
③公園の満足度について

○公園について「十分満足している」

「満足している」の割合は前回調査時と比べわずかに減少しています。

○一方で、「公園に特に関心がない」の割合が増加しており、関心を高め満足度を上げる取組みが求められます。

<設問> 公園に満足していますか？（1つ選択）



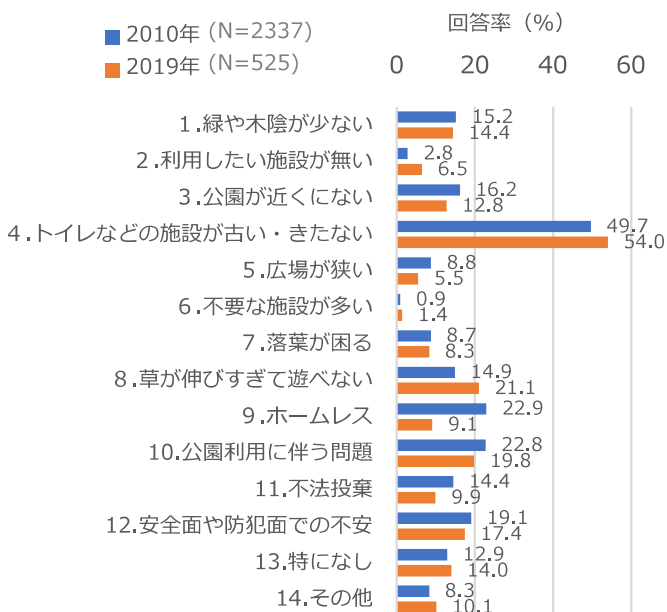
④公園の問題点について

○「トイレなどの施設が古い、きたない」という意見の割合が54.0%以上と非常に多くなっています。

○「草が伸びすぎて遊べない」という意見の割合も21.1%と多くなっています。

○開設から年数が経過し、老朽化した公園施設も多い中、管理の質を高めていくことが求められます。

<設問> 公園に関して、特に問題と感じていること、不満に感じていることなどがありますか？（すべて選択）



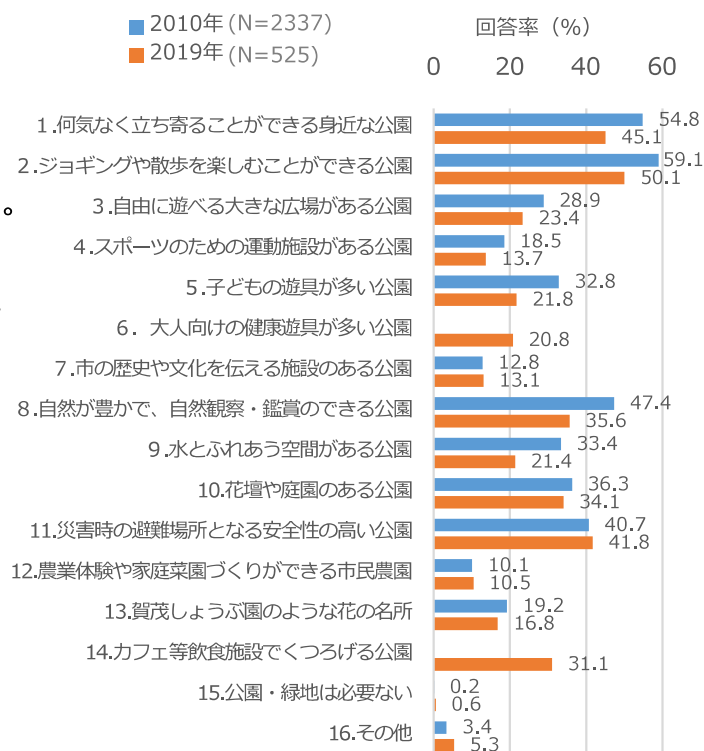
⑤ 今後公園に求めること

○「ジョギングや散歩を楽しむことができる公園」の回答率が50.1%と最も高く、ついで「何気なく立ち寄ることができる身近な公園」45.1%の順となっています。

○「災害時の避難場所となる安全性の高い公園」の回答率は2010（平成22）年より増加しています。

○今回の調査で新たに選択肢に追加した「大人向けの健康遊具が多い公園」が20.8%、「カフェ等飲食施設でくつろげる公園」31.1%についても、一定のニーズがあるものと考えられます。

○利用者のニーズは多様であることからこれらに応じた魅力ある公園づくりを進める必要があります。



<設問> 今後豊橋市ではどのような公園・緑地が必要だと考えますか？（すべて選択）

(2) 企業アンケート

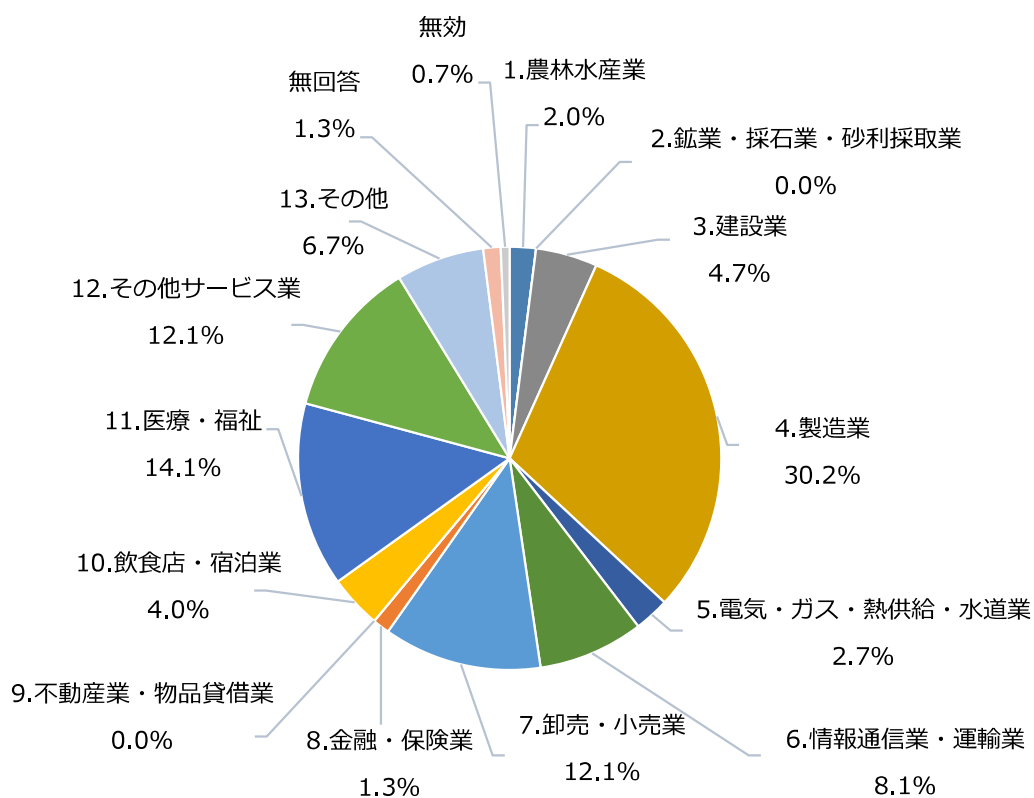
- ・ 調査日 : R1/12/19~R2/1/17
- ・ 調査対象 : 豊橋市内の従業員 50 人以上の企業 400 社、無作為抽出
- ・ 回答数 : 149 事業所 (回答数 37%)
- ・ 回答した事業所の内訳

事業内容	回答数	回答率
1. 農林水産業	3	2.0
2. 鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
3. 建設業	7	4.7
4. 製造業	45	30.2
5. 電気・ガス・熱供給・水道業	4	2.7
6. 情報通信業・運輸業	12	8.1
7. 卸売・小売業	18	12.1
8. 金融・保険業	2	1.3
9. 不動産業・物品貸借業	0	0.0
10. 飲食店・宿泊業	6	4.0
11. 医療・福祉	21	14.1
12. その他サービス業	18	12.1
13. その他	10	6.7
無回答	2	1.3
無効	1	0.7
合計	149	100

13. その他 (回答内訳)

内容	個数
学校教育	2
教育	1
アウトソーシング	1
産業物処理	1
食品製造加工	1
専門サービス業	1
派遣業	1
無回答	2

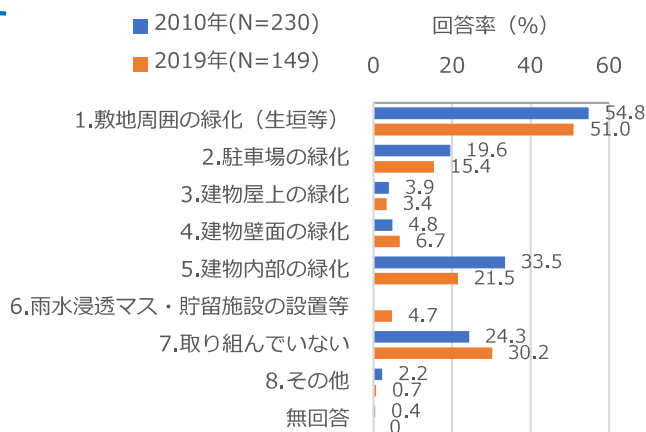
事業内容



①貴事業所の緑や環境に対する取組みについて

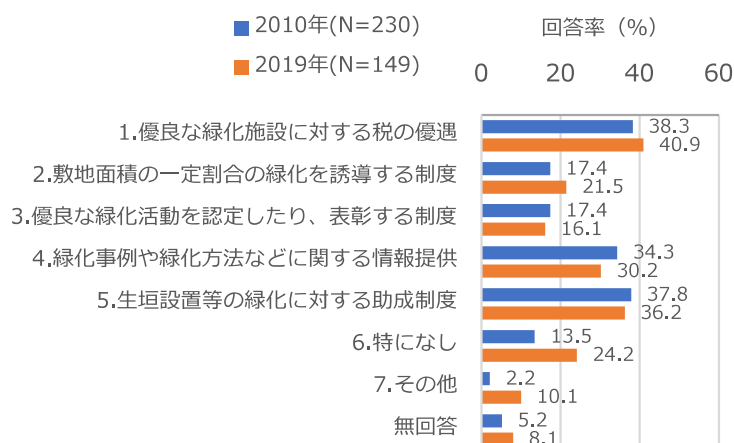
○事業所における緑や環境に対する取組みについて、「敷地周囲の緑化（生垣等）」が最も多く、5割が取り組んでいます。

＜設問＞ 事業所の敷地内や建物内において、緑に関する取組みを行っていますか？(全て選択)



○事業所の緑化を推進する上で必要な支援・制度については、「優良な緑化施設に対する税の優遇」が4割、ついで「生垣設置等の緑化に対する助成制度」が4割弱、「緑化事例や緑化方法などに関する情報提供」が3割と多く、特に経済的な支援、情報提供が求められています。

＜設問＞ 事業所の緑化を推進していくために、特にどんな支援・制度等があればよいと思いますか？(全て選択)

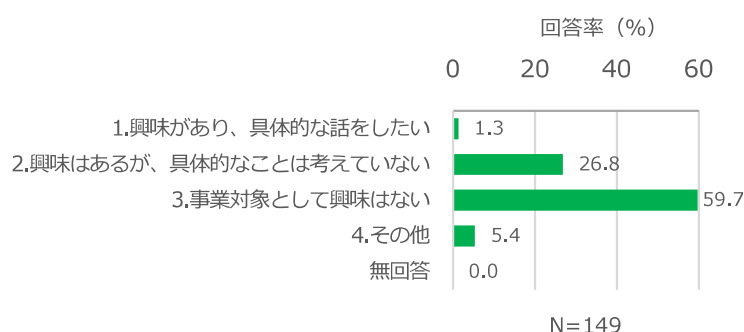


②Park-PFI 制度について

○2017年の法改正から約3年が経過しますが、「知らなかった」が9割と認知度が低い状況です。

○Park-PFI 制度については、「事業対象として興味があり、具体的な話をしたい」は1割未満と少ないものの、「事業対象として興味はあるが、現時点で具体的なことは考えていない」が3割弱あり、具体的な場所や展開の提示により、参加の可能性もあると考えられます。

＜設問＞ 「Park- PFI 制度（公募設置管理制度）」に関して、貴事業所の事業の一環として、都市公園における事業参入の可能性について、最も近いものはどれですか。（1つ選択）



(3) 緑の基本計画改定にむけた市民ワークショップ

○緑の基本計画の改定に向けた3回にわたる市民ワークショップを令和元年度に開催しました。特に、緑の活動を積極的に推進するための施策についてさまざまな意見が出されました。これらの意見を参考にしながら、**本計画の推進を市民の方にサポートしていただけるようなさまざまな工夫が必要です。**

各回のワークショップ参加者の班分け

A 班	B 班	C 班
・(公財)豊橋みどりの協会職員 ・街路樹愛護会(くすの木通りをよくする会)会員 ・緑のアダプト制度登録者 ・自治会公園管理委託(自治会役員等)	・大学生 ・市職員	・高校生

※C班は第2回、第3回に参加

将来像の検討について

(第1回テーマ:10年後のみどりのまちを描こう!)

実施概要

日時:令和元年11月17日 10:00~

場所:豊橋市役所会議室

参加者数:A班4名、B班4名(計8名)

【参加者が考える内容】

- ・まちなかのみどりの魅力
- ・みどりの将来像

意見概要

- ・10年後には、みどりがそれぞれの地域を特徴付けるものになってほしい。(A班)
⇒ みどりの将来像は「そこに行けばみんなに会える!」、「地域が誇りにおもうみどり」
- ・人が集まったり、くつろげたり、駅前で花が迎えてくれたりする中で暮らしたい。(B班)
⇒ みどりの将来像は、「何かしたくなるみどり」

施策の検討について

(第2回テーマ:みどりのまちづくに向けて、何をやるべきか、考えよう!)

実施概要

日時:令和元年12月7日 10:00~

場所:豊橋市役所会議室

参加者数:A班5名、B班7名、C班3名(計15名)

【参加者が考える内容】

- ・第1回ワークショップで検討したみどりの将来像の実現に向けて必要な取組み
- ・取組みについて役割別に整理（行政、市民、事業者）
- ・取組みの中でも、10年間で特に力を入れるべき、特に重要な取組みは何か

意見概要

- ・市民がみどりを大切にする意識啓発（A班）
- ・フットパスがある皆が利用しやすい公園の整備（A班）
- ・公園での楽しみを増やすための仕組み（B班）
⇒ キャンプや木の実を食べる、工作する等を行う。
- ・地域のシンボルフラワーを決めて広げる仕組み（B班）
⇒ 学校や事業所、住宅で「地域の花」を決めて取り入れる。
- ・市民全体でみどりの管理をしていこうと思える仕組み（C班）
⇒ 町内で当番制にして、参加者にはスタンプをあけて貯まったら景品にできるなど、小学生や中学生が参加したくなるような仕組みにする。

緑の活動を積極的に推進するための施策の検討について

（第3回テーマ：みどりのまちづくりに向けて、わたしたちができることを考えよう！）

実施概要

日時：令和2年1月25日 10:00～

場所：豊橋市役所会議室

参加者数：A班6名、B班6名、C班3名（計15名）

【参加者が考える内容】

- ・第2回ワークショップの検討結果を推進するために、今足りないこと、より充実させるべきこと
- ・上記の解決のために取り組むこと
- ・結果を整理し「みどりのまちづくりプロジェクト-始動編-（仮称）」

意見概要

- ・多様な世代が集まる公園にするため、地域の緑を「つくる、使う」活動を盛り上げ発信する。（A班）
- ・緑への関心を高めるため、地域のシンボルフラワーを決め、「小学校」の授業で育てる。（B班）
- ・みんなが集まれる綺麗な公園にするため、特定の人だけによる公園の管理に、まず「小学生」を巻き込む。（C班）



(4) 市民への緑についての情報発信

○従来からの市の広報誌「広報とよはし」や市のホームページに加え、近年豊橋市は、豊橋市公式 twitter、豊橋市公式インスタグラム、豊橋ライフスタイルブック「クラストコ」など、さまざまな形で市民に情報発信をしています。緑のイベントや緑の様子についても情報発信がなされています。



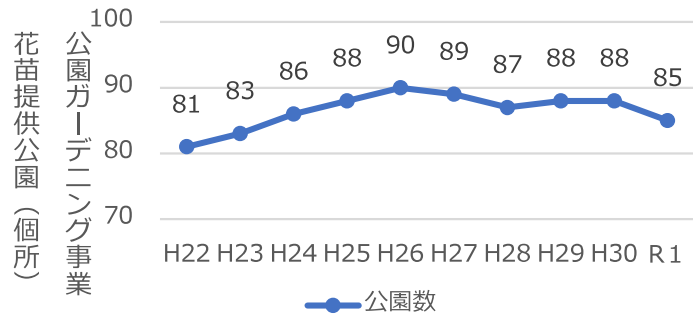
(5) 市民協働の取組み状況

○前計画策定以降、自治会公園管理委託事業や緑のアダプト制度のほか、公園ガーデニング事業や公園協力会などの緑化活動が展開されてきました。

●公園ガーデニング事業（実施主体：豊橋みどりの協会）

【概要】地域身近な街区公園内の花壇で花植えやその管理を地元の自治会などの団体が実施。（花苗提供を豊橋みどりの協会が実施）

【取組状況】H26 をピークに減少傾向（R1：85 箇所）



●公園協力会

（実施主体：豊橋みどりの協会）

【概要】自治会など地域の方が、公園の清掃や花壇の手入れなどを行う。（豊橋みどりの協会による助成を活用）

【取組状況】H26 以降団体数は減少（R1：143 団体）※自治会公園管理委託事業へ移行のケースあり

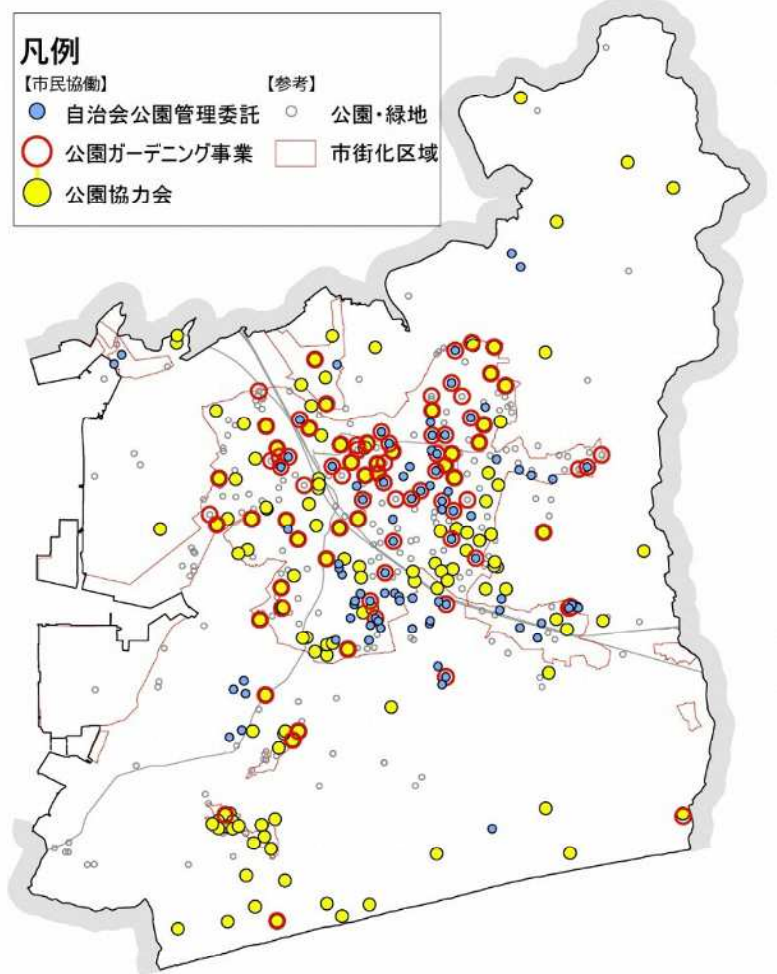
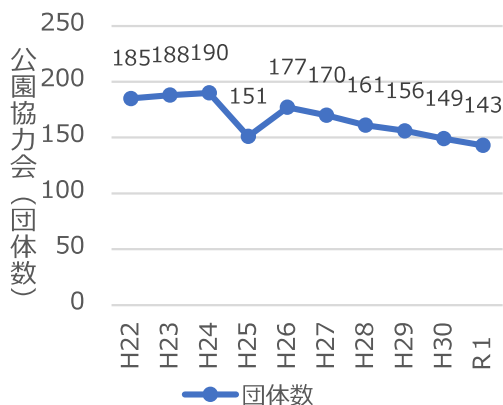


図 自治会公園管理委託・公園ガーデニング事業・公園協力会の活動位置図

(6)緑化活動への取組み状況

〇市、豊橋みどりの協会のそれぞれが、市民協働による緑の管理活動や緑の普及活動に取り組んでいます。共催イベントとして「花交流フェア」を開催し、多くの市民に参加いただいています。

豊橋市

- 民有地緑化助成制度
市街化区域内の 50 m²以上の緑化、延長 15m 以上の生垣設置を対象
(愛知県の「あいち森と緑づくり事業」によるもの)
- 自治会公園管理委託
- 緑のアダプト制度
(ゴミ袋支給、清掃道具貸出)

イベントの実施

- 街路樹再生路線記念植樹式
- 桜守ボランティア活動

等

公益財団法人 豊橋みどりの協会

- 街路樹愛護会 (活動費の助成)
- 公園協力会 (活動費の助成)
- 公園ガーデニング事業 (花苗の提供)
- みどりの講座
- 花いっぱい運動
- イベントでの花苗・苗木の配布
- グリーンバンク
- 民有地記念植樹 (普及啓発のための苗木配布)
- とよはし緑の日

等

共催

- 花交流フェア (毎年 5 月)
令和元年度参加人数：約 24,000 人
 - ・苗木配布
 - ・寄せ植え体験
 - ・花の展示
 - ・花と緑の写生大会
 - ・花と緑の相談所
 - ・花と緑のフリーマーケット



図 緑化活動への取組状況

4 関連計画をふまえた本計画の検討視点

○関連計画の計画内容について、本計画の改定に際して特に検討すべき視点を整理します。

豊橋市の計画

①第6次豊橋市総合計画

○第6次豊橋市総合計画が掲げる、「○地域に根差した公園、○緑地づくりと緑化・美化活動の推進」を、本計画が具体化していく必要があります。

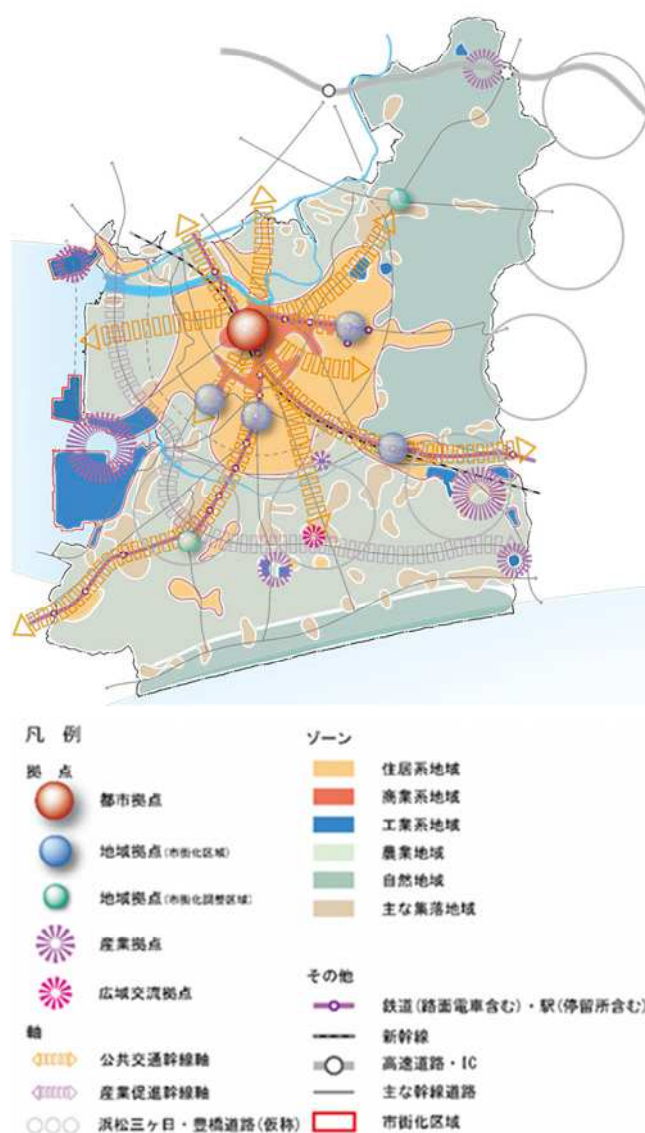
②豊橋市都市計画マスタープラン 2021-2030

○目標像1 「快適に暮らせるやさしいまち ～すべての人にやさしい豊橋であり続けるために～」について、特に、集約型都市構造の転換による都市機能の集積と生活圏の形成に向けた緑の取組みを本計画で示す必要があります。

○目標像2 「活気あふれる元気なまち ～活気にあふれ豊かに暮らせる豊橋であり続けるために～」について、特ににぎわいと交流の拠点づくりに向けた緑の取組みを本計画で示す必要があります。

○目標像3 「自然豊かな美しいまち ～環境にやさしく、自然と調和した美しい豊橋であり続けるために～」について、自然と調和する美しいまちの形成に向けた緑の取組みを本計画で示す必要があります。

○目標像4 「安全・安心がつづくまち ～持続性が高く、災害にも強い豊橋であり続けるために～」について、大規模自然災害等に備えた安全で安心な暮らしの確保に向けた緑の取組みを本計画で示す必要があります。



出典：豊橋市都市計画マスタープラン

都市構造図

③豊橋市立地適正化計画

○集約型都市構造の実現のため、以下の区域を設定しています。

- 都市機能誘導区域（医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定める区域）
- 居住誘導区域（一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域）
- 歩いて暮らせるまち区域（都市機能誘導区域または各拠点へのアクセス性に優れた公共交通幹線軸沿線において、居住を積極的に誘導する区域）

○都市機能誘導区域における市街地の再開発や施設の誘導、居住誘導区域や歩いて暮らせるまち区域における居住の誘導に合わせた緑の検討が必要です。

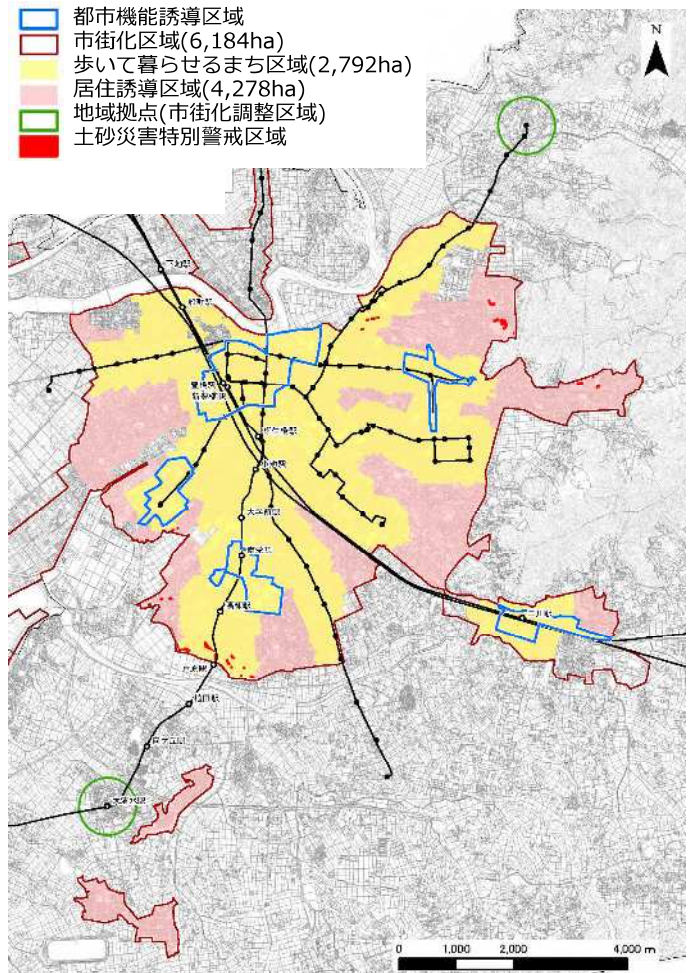


図 豊橋市立地適正化計画における区域図

④豊橋市景観計画

○目標景観像にて「水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち」とあり、本計画の将来イメージ1の「豊橋の基盤となる豊かな自然や農地」と共有する部分があります。

⑤豊橋市 SDGs 未来都市計画

○「豊川水系でつながる東三河地域の水環境及び森林環境が持続可能な活動や教育等により保全されている」将来像の実現を本計画が担っていく必要があります。

⑥第3次豊橋市環境基本計画

○分野別環境施策のⅡ．豊かな自然を守り育てる【生物多様性・自然共生】の中で、1．生物多様性の保全、2．自然の恵みの持続的な享受、3．生物多様性を支えるしくみづくりが掲げられており、本計画で具体的な施策展開の方針を示す必要があります。

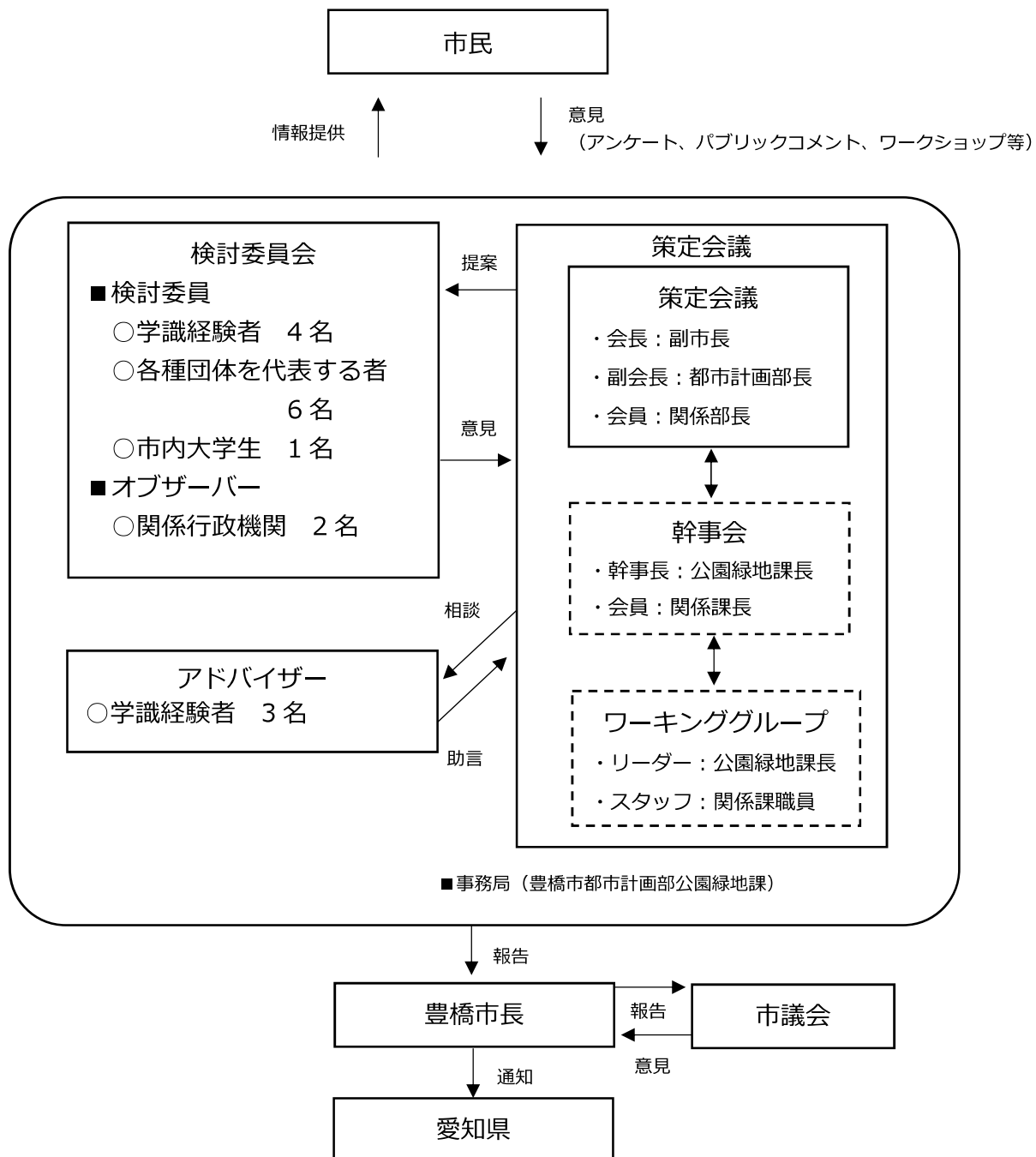
5 策定体制

(1) 豊橋市緑の基本計画（仮称）検討委員会

所属・役職	氏名
検討委員	
愛知産業大学 学長	堀越 哲美
特定非営利活動法人 東三河自然観察会 理事	寺本 和子
特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた 事務局次長	三矢 勝司
国立大学法人豊橋技術科学大学 助教	辛島 一樹
豊橋市自治連合会 理事	青木 由希子(令和元年度) 原田 和宣(令和2年度)
豊橋市農業委員会 運営委員(令和2年7月19日まで) 豊橋市農業委員会 会長(令和2年7月20日から)	近藤 好幸
豊橋発展会連盟 会長	川西 裕康
豊橋レクリエーション協会 相談役	阿部 弘子
岩屋緑地に親しむ会 会長	西川 収示
一般社団法人 豊橋観光コンベンション協会	西村 なぎさ
国立大学法人豊橋技術科学大学 学生	奥山 唯(令和元年度) 山本 悠衣(令和2年度)
オブザーバー	
愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課 課長	小嶋 幸則
愛知県東三河建設事務所 都市施設整備課 課長	中村 一人

(敬称略・順不同)

(2) 策定体制



6 用語集

【あ行】

○ あいち森と緑づくり事業(P.11、P.53)

愛知県の事業で、県民の暮らしを支えてくれる森や緑を健全な状態で引き継ぐため、「あいち森と緑づくり税」を活用し、人工林の間伐、里山林の整備・保全、都市部の緑地の保全・創出等、様々な取組みを進めている。

○ アカウミガメ(P.27)

太平洋、大西洋、インド洋に広く分布し、温帯、亜熱帯域に産卵場を持つウミガメ。日本では本州中部以南から九州の太平洋岸、南西諸島で上陸・産卵しているが、産卵場所である砂浜が減少していることなどから絶滅危惧種に指定されている。

○ 永続性のある緑地(P.10)

制度的に永続性が担保されている緑地として、都市公園法に基づく都市公園や、学校の緑地、社寺林、地域制緑地等を合計した面積から地域制緑地内の重複部分を差し引いた緑地。

○ 温室効果ガス(P.32)

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種を定めている。

【か行】

○ 街路樹愛護会(P.28、P.49、P.53)

豊橋市と一緒にあって街路樹沿線の清掃や除草等の活動を行う団体。

○ 環境保全型農業(P.11)

農業の持つ物質循環機能を生かし、化学肥料や農薬等の各種資材の適正な使用によって環境負荷を低減する農業。さらに、愛知県では農薬残留や重金属汚染などが起こらないように「環境と安全に配慮した農業」への取組みを進めている。

○ **巨木・名木 100 選(P.7、P.13、P.32)**

市内にある大きな木、珍しい木などを後世に残すため選定したもの。(平成 17 年 3 月に市制施行 100 周年プレ事業として開始)

○ **グリーンインフラ(P.16、P.18、P.30)**

生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温の上昇の抑制など自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

○ **景観緑三法 (P.4)**

景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の 3 つの法律を合わせた呼称。

○ **公園協力会(P.13、P.29、P.33、P.52、P.53)**

自治会等で組織し、公園内の清掃及び除草等を自発的に行う団体。

○ **公園施設長寿命化計画(P.13、P.29)**

都市公園における公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築更新を行うことを目的として作成するもの。

○ **耕作放棄地(P.11、P.27、P.37)**

以前耕地であったもので、過去 1 年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に再び作付けする考えのない土地。

【さ行】

○ **里山(P.11、P.18、P.21)**

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取等を通じて、地域住民に継続的に利用されることにより、人々の生活と密接に結びつきながら維持管理されてきた森林。

○ **市街化区域(P.7、P.36、P.38、P.43、P.53、P.55)**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

○ **市街化調整区域(P.36、P.55)**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

○ **自然樹形(P.28)**

それぞれの樹木がもっている本来の樹形。

○ **自治会公園管理委託(P.9、P.13、P.15、P.29、P.33、P.49、P.52、P.53)**

公園の日常的な維持管理を地元の自治会に委託する制度。落葉などの清掃、除草や各施設の目視点検を基本とし、任意でトイレ清掃を実施している。

○ **市内の生物多様性チェックリスト(P.27)**

環境基本計画の定量目標の一つ。チェックリストの項目として「鳥類の確認種類」「メダカの生息確認」「アカウミガメの産卵成功率」「ため池に生息するトンボの確認種数」「ヒメヒカゲの確認数」「対象希少植物の分布種類」「葦毛湿原内の希少植物種の開花数」「ナガバノイシモソウの自生個体数・開花数」「主要な湿原の総面積」の計 9 つの項目からなる。

○ **斜面林(P.27)**

斜面地にみられる樹林地のこと。

○ **水源涵養(P.11)**

森林や農地等が持つ、雨水を一定量蓄える自然の仕組みで、河川の急激な増水による洪水被害の抑制や水資源の確保に寄与する。

○ **生態系(P.27)**

生物と生物を取り巻く環境が相互に関係し合い、生命の循環を作りだしているシステム。

○ **生物多様性(P.5、P.17、P.18、P.21、P.24、P.27、P.55)**

多様な生きものが存在していることを指す。多様性には3つのレベルがあり、河川、干潟、里山など様々なタイプの自然があることを表す「生態系の多様性」、動植物から微生物まで様々な種類の生きものが存在することを表す「種の多様性」、同じ種でも遺伝子の違いによって形や生態などに様々な個性があることを表す「遺伝子の多様性」がある。

【た行】

○ **地域制緑地(P.7、P.10、P.37)**

都市緑地法や都市計画法などの法令等によって指定されている緑地。風致地区、県立自然公園などと地域森林計画対象民有林、国有林などに重複部分がある。

○ **地産地消(P.13)**

地域で生産された農作物等をその地域で消費すること。消費者と生産者の距離を縮め、相互理解の促進、輸送距離の短縮等による環境への負担軽減など、多くの効果が期待される。

○ **都市計画公園(P.7)**

都市計画法第11条における都市施設の公園として都市計画決定されたもの。

○ **都市公園法(P.17)**

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発展を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

○ **都市緑地法(P.4、P.6、P.7、P.17、P.37、P.42)**

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

○ **豊橋市公園スポンサー(P.29)**

豊橋市の都市公園の維持管理費に対する寄付及び公園施設を自ら設置する事が出来る制度。スポンサーになるとスポンサー認定証の他、市のHPでの公開される他、公園施設を設置した場合は記念プレートを付ける事も可。(条件によりできない場合もあり。)

【な行】

○ 農業生産基盤(P.27)

田畑等の農地及び用水や排水施設等、農業生産の基礎となるもの。

【は行】

○ バリアフリー(P.29)

障がい者や高齢者の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。例えば、エレベーターや手すりの設置、段差の解消など。

【ま行】

○ 緑のカーテン(P.14、P.32)

窓辺をヘチマやアサガオといったつる性植物で覆うことにより、建物及び室内への日射を遮断し、室内を涼しく保つ取組み。

○ 緑のアダプト制度(P.9、P.15、P.28、P.33、P.49、P.52、P.53)

個人や団体、事業者が公園、街路樹周辺の清掃活動についてゴミ清掃、落ち葉清掃、除草、刈込など選択した取組みを実施する場合、アダプト登録を行い、ごみ袋や清掃道具を貸し出す制度。

【や行】

○ ユニバーサルデザイン(P.29)

年齢、性別、身体的特徴、言語などの違いに関係なく、はじめから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていこうという考え方。

【ら行】

○ 緑化重点地区(P.24、P.31、P.42、P.43)

都市緑地法に基づき、緑化地域以外の区域にあつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

○ 緑化地域（制度）(P.42)

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。豊橋市に該当地域はない。

○ **緑視率(P.31、P.43)**

人の視界における緑の割合。高さ 1.5m の視点でカメラを固定して撮影をし、緑の割合を計算する。

○ **緑被率(P.7、P.36、P.38)**

全体面積に対して、緑被地面積が占める割合。

【N】

○ **NPO(P.4、P.17)**

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。自分たちだけでなく社会の多くの人のためになる様々な活動を行い、団体の構成員や出資者に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

【P】

○ **Park-PFI(P.17、P.30)**

平成 29 年の都市公園法改正により創設された制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、園路や広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等一体的に行う者を、公募により選定する制度。

【S】

○ **SDGs（持続可能な開発目標）(P.5、P.16)**

Sustainable Development Goals の略。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。

とよはし緑の基本計画 2021-2030

令和3年3月 策定

令和8年3月 改訂

問い合わせ先/豊橋市都市計画部公園緑地課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地

電話0532-51-2434 FAX0532-56-1230

Email:koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp